

ストーカー対策の流れ

ストーカー相談があった際には、主に次の流れで対策をとります

ストーカー被害者

警察に相談

被害防止の援助を受けたい

注意・口頭指導等をしてほしい

刑事手続をとって欲しい

行政手続をとって欲しい
(禁止命令等)

行政手続をとって欲しい
(法警告)

被害防止のため、状況に応じて対応策のアドバイスなど必要な援助

警察による注意・口頭指導等

検挙

(刑法犯等)

禁止命令等申出書
警告申出書

(通常)

公安委員会による
聴聞

(緊急)

公安委員会による
緊急禁止命令

警告書交付

公安委員会による
禁止命令

公安委員会による
意見の聴取

① 違反

② 違反

検挙

検挙(ST規制法違反)

行為者の処罰

- ① ストーカー行為罪
ストーカー行為をした場合、
1年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- ② 禁止命令違反罪
命令に違反しストーカー行為をした場合
2年以下の懲役
又は200万円以下の罰金

もしストーカー被害にあった時は・・・

- 押しかけ、見張り等があった場合は、いつ、どんな状況だったか詳しくメモしておくこと
- 相手から来たメール等は保存しておくこと
- 電話は、いつ、どんな話だったか詳しく記録して、着信履歴・留守番電話の録音は消さずに保存しておくこと
- 品物が送りつけられたら、直接手で触れないようにして警察に連絡すること

ストーカー被害を防ぐために・・・

- 「これくらいなら大丈夫」「大げさにしたくない」などと1人で考えず、まずは警察に相談すること
- 周りの人に早期に相談し、協力を得ること
- 携帯のGPS設定をオフにする、携帯にGPSアプリ等が入れられていないか確認すること
- 緊急時には110番通報すること